

東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱

25 総防管第 409 号

平成 25 年 6 月 24 日

平成 26 年 5 月 22 日 一部改正

平成 27 年 7 月 13 日 一部改正

平成 29 年 4 月 28 日 一部改正

(総則)

第 1 条 東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「交付規則」という。）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号依命通達）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、首都直下地震等から帰宅困難者（東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）第 1 条の帰宅困難者をいう。以下同じ。）を守り、被害を最小化させるため、都内の区市町村と帰宅困難者受入協定（以下「受入協定」という。）を締結する事業者が管理する施設（以下「民間一時滞在施設」という。）における、帰宅困難者向けの防災用品の備蓄に係る購入費用の補助を行うことで民間一時滞在施設を確保し、帰宅困難者対策の推進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 3 条 前条の目的を踏まえ、補助金の対象は、民間一時滞在施設における帰宅困難者向けの防災用品の備蓄品の購入（以下「補助対象事業」という。）に要する経費とする。

(交付対象者及び補助率)

第 4 条 補助金の交付対象者は、民間一時滞在施設の管理者（以下「管理者」という。）とする。

- 2 知事は、管理者に対し、管理者の管理する民間一時滞在施設における帰宅困難者向けの備蓄品の購入に要する経費の 6 分の 5 の額を予算の範囲内で補助する。
- 3 管理者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。

(補助の対象となる施設)

第 5 条 補助金の対象となる施設は、都内（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く。）に所在する民間一時滞在施設であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 当該民間一時滞在施設が所在する区市町村との間で受入協定を締結しており、以下の事項が確認できること。
 - ア 帰宅困難者を受け入れる期間が、発災後から 72 時間であること。
 - イ 受け入れる帰宅困難者の人数

- ウ 帰宅困難者向けの備蓄品の購入に要する費用を、管理者が負担すること。
- 二 東京都帰宅困難者対策条例第7条第2項に規定する従業者向けの備蓄品を完備していること。
- 三 事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定していること。学校法人、宗教法人等については、BCPに準じた防災計画等を策定していること。

（補助の対象となる備蓄品）

第6条 補助の対象となる備蓄品（以下「補助対象備蓄品」という。）は、受入協定により受け入れた帰宅困難者に供するもので、第2項の表に掲げるものとする。ただし、補助対象備蓄品は、帰宅困難者1人につき累計3日分に達するまでの数量とし、補助対象経費は、帰宅困難者1人につき累計9,000円を上限とする。

- 2 次表に掲げる品目のうち、一から四までを指定備蓄品目、五から八までを推奨備蓄品目とする。管理者は、原則として、帰宅困難者1人につき3日分の数量を完備するものとする。ただし、管理者が指定備蓄品目に代替する設備等を有する場合には、都との協議によりこの限りでないものとする。

	指定備蓄品目	数量
一	水	3リットル（1人／1日）
二	食料（要配慮者向け含む。）	3食（1人／1日）
三	簡易トイレ	5個（1人／1日）
四	毛布又はブランケット	1枚又は1個（1人）

	推奨備蓄品目	数量
五	マット・シート・寝袋 （当該品目を使用する上で不可欠な付属物を含む。）	都と協議
六	おむつ	都と協議
七	生理用品	都と協議
八	救急セット	都と協議

- 3 推奨備蓄品目については、前項の規定による指定備蓄品目の完備（帰宅困難者1人につき累計3日分）を要件とし、推奨備蓄品目の数量及び単価については、当該民間一時滞在施設の立地や利用者の状況等に応じて都と協議の上決定するものとする。

なお、推奨備蓄品は指定備蓄品と併せて購入することができるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 本要綱による補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに別記様式第1の補助金交付申請書に別紙1による備蓄品購入計画書及び第5条に規定する要件を証明する書類（以下「交付要件証明書類」という。）を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付要件証明書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 受入協定の締結を証明するものの写し
 - 二 第5条第2号の備蓄品の種類、数量、保管場所及び従業者数を証明するもの

三 BCP又は防災計画等を策定していることを証明するもの

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該補助金交付申請書等の申請内容が適当と認められる管理者に対し補助金の交付決定を行い、別記様式第2による補助金交付決定通知書により、管理者に通知するものとする。

2 交付申請時までに交付要件証明書類が提出できない場合で、知事がやむを得ないと判断したときは、補助金の実績を報告するときに交付要件証明書類を提出することを条件として交付決定を行うことができる。

(申請の取下げ)

第9条 管理者は、前条の通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付されていた条件に異議があるときは、同条の補助金交付決定通知書を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第3による補助金交付申請取下書により、知事に申請する。

(補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止)

第10条 管理者は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第4による補助対象事業変更・中止（廃止）申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、管理者から前項の申請があったときは、補助対象事業変更・中止（廃止）申請書の内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い、申請に係る審査の結果を管理者に通知する。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた管理者は、補助対象事業が完了したとき（変更、中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、別記様式第5による補助対象事業実績報告書により知事に報告しなければならない。

2 前項の報告に当たっては、次に掲げる書類を添付する。

- 一 東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付決定通知書（別記様式第2）の写し
- 二 補助対象備蓄品の購入に係る契約書、納品書又は受領書の写し
- 三 補助対象備蓄品の保存年限を証明する品質証明書等の写し
- 四 補助対象備蓄品の購入に係る支払を証明するものの写し
- 五 補助対象備蓄品の保管場所（以下単に「保管場所」という。）を示す平面図及び写真

3 条件付きで交付決定とされた場合は、前項の書類のほか、当該交付決定において提出することが条件とされた交付要件証明書類を添付するものとする。

4 前2項の書類の原本については、第19条の規定に基づき管理者が保管する。

5 管理者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により課税標準額に対する消費税額から控除する課税仕入に係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）が確定した場合は、別記様式第8により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が仕入控除税額相当分の全部又は一部の返還を命じたときは、管理者は、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第6により管理者に通知する。

(補助金の請求等)

第13条 管理者は、前条の通知を受けた場合において補助金の交付を請求しようとするときは、別に定める日までに、別記様式第7により、知事に対し補助金の請求を行わなければならない。

2 知事は、前項に規定する補助金の交付の請求があった場合、速やかに補助金を支払う。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、第10条の規定により補助対象事業の変更、中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 管理者が、補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他法令又は交付決定に基づく命令に違反した場合

二 管理者が補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

三 管理者が、災害時に、補助対象備蓄品を、第18条に規定した目的以外の用途に使用した場合

四 管理者が、補助対象備蓄品の保存年限期間中に、交付要件を満たさなくなった場合

五 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に管理者に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

2 管理者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 管理者は、第1項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 管理者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を管理者に命ずる。

(備蓄品の管理)

第17条 管理者は、保管場所において、補助対象備蓄品について従業者向けの備蓄品と区分し、善良な管理者の注意をもって、保管しなければならない。

(備蓄品の使用)

第18条 管理者は、受入協定に基づき民間一時滞在施設を開放した場合に限り、帰宅困難者に対して備蓄品を供することができる。ただし、知事が必要と認めた場合には、備蓄品を使用することができる。

(帳簿等の整備)

第19条 補助金の交付決定を受けた管理者は、補助対象事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかななければならない。

2 帳簿等は、補助対象事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(調査)

第20条 補助金の交付決定を受けた管理者は、東京都が実施する一時滞在施設に関する諸調査について協力する。

(雑則)

第21条 管理者が知事に提出する様式第1、第3、第4、第5、第7及び第8に定める申請書等の書類は、正本1通及び副本1通とする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。